

宮城県

出荷制限指示後の管理の考え方

宮城県沖のうち金華山以南の海域（以下「金華山以南宮城県沖」という。）のヒガンフグの出荷管理については、市町村、宮城県漁業協同組合及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、金華山以南宮城県沖においてはヒガンフグを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、金華山以南宮城県沖においてヒガンフグの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

3 流通対策

県は、直販所及び卸売市場等に対し、金華山以南宮城県沖で漁獲されたヒガンフグを取り扱わず、産地等を確認の上、金華山以北の海域で漁獲されたヒガンフグを出荷する場合は漁獲海域が金華山以北であることを明示するなどの適切な表示により、流通させるよう指導する。